テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の試作開発型事業促進施設テクノフロンティア伊丹(以下「テクノ伊丹」という。)に入居して試作開発等の事業を行う事業者(以下「テクノ伊丹入居事業者」という。)及びテクノ伊丹を退去して市内で事業を行う事業者(以下「市内定着事業者」という。)に対し、必要な支援を行うことにより、本市の産業の基盤強化と持続的な発展及び市民の雇用機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新事業所 市内定着事業者がテクノ伊丹を退去して移転する 市内の新たな事業所をいう。
  - (2) 常用従業員 次に掲げる要件のすべてに該当する者をいう。 ア 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第4条第1項に 規定する被保険者として、期間の定めのない労働契約により雇 用されている者
    - イ 伊丹市内に居住する者
    - ウ 新事業所において事業を開始した日から1年以上継続して 事業に従事した者

(補助の対象者)

- 第3条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる者は、 テクノ伊丹入居事業者又は市内定着事業者であって、次の各号の いずれにも該当する者(以下「対象事業者」という。)とする。
  - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項 に規定する中小企業者である者

- (2) 納期が到来している市税に未納、滞納又は未申告がない者
- (3) テクノ伊丹の賃料の滞納がない者
- (4) テクノ伊丹入居事業者にあっては、次のいずれにも該当する者
  - ア 平成30年5月31日までに入居した者
  - イ テクノ伊丹入居事業者がテクノ伊丹において行う設備投資 について、伊丹市企業立地支援条例(平成20年伊丹市条例 第47号)第7条第3項に規定する企業立地計画の認定を受 けていない者
- (5) 市内定着事業者にあっては、次のいずれにも該当する者 ア テクノ伊丹退去後、退去した月の翌月から起算して 6 月以 内に事業を開始した者
  - イ 新事業所の整備について、伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例(平成28年伊丹市 条例第8号)第2条第1項に規定する税率の特例を受けていない者
  - ウ 新事業所の整備について、伊丹市企業立地支援条例第7条 第3項に規定する企業立地計画の認定を受けていない者
  - エ 新事業所の整備について、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付要綱第3条各号に規定する補助金の交付を受けていない者

(補助金の区分及び額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当 該各号に掲げる額とする。
  - (1) テクノ伊丹賃料補助金 事業者がテクノ伊丹に入居した後, 中小機構に支払った月額賃料 (消費税を除く。) の10分の1 に相当する額。ただし, 当初の60月又は当初から平成31年 5月31日までの期間を限度とする。
  - (2) 設備投資補助金 市内定着事業者が新事業所において行った 設備投資について、1の年度において納付した償却資産(地税

法第340条第4号に規定するもので,第5条の市内移転計画書提出後かつ,新事業所において事業を開始した日から1年以内に新規取得したものに限る。)に係る固定資産税の税額の合計額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは,これを切り捨てるものとする。)。ただし,新事業所において事業を開始した日以降,最初に固定資産税を課される年度から起算して3年度間を上限とする。

- (3) 雇用促進補助金 市内定着事業者が、新事業所において事業を行うために、市内移転計画書(様式第1号)を提出した日から新事業所において事業を開始する日までの間に新規雇用した常用従業員の数に20万円を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)
- (4) 移転費用補助金 市内定着事業者が、新事業所において事業を行うために、テクノ伊丹から新事業所への移転に要した費用のうち、次に掲げる費用の合計額の2分の1に相当する額(その額に1、000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、25万円を限度とする。)

アテクノ伊丹の原状回復費用

- イ テクノ伊丹に設置していた設備及び機械器具等の撤去・運送費用
- ウ新事業所の内装工事費用
- エ 新事業所に設置する設備及び機械器具等の設置費用 (市内移転計画の届出)
- 第5条 市内定着事業者は、新事業所において事業を開始するまでに、市内移転計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(新事業所開始届)

第6条 市内定着事業者は、新事業所において事業を開始したとき は新事業所開始届 (様式第2号) に必要書類を添えて、市長に提 出しなければならない。 (補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする対象事業者(以下「交付申請者」という。)は、第4条各号に掲げる補助金の区分に応じ、次の各号に掲げる時期までに、テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) テクノ伊丹賃料補助金 各年度ごとに3月末日までとし,年度途中にテクノ伊丹を退去した場合は,事業終了後1か月間
  - (2) 設備投資補助金 各年度ごとに3月末日
  - (3) 雇用促進補助金 当該年度の3月末日
  - (4) 移転費用補助金 新事業所において事業を開始した日から 1 か月間

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、交付の可否を決定し、 テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業補助金交 付可否決定通知書(様式第4号)により、当該交付申請者に通知 するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに、テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業補助金交付請求書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、当該交付対象者に 補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 第3条に規定される要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 事業が廃止され、又は正当な理由なく長期にわたり休止され

たとき。

- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消 した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交 付されている場合は、その返還を命じることができる。

(承継)

- 第13条 第3条に規定する対象事業者から、相続、事業譲渡、合併、分割その他の事由により新事業所において実施されている事業を承継した者は、当該対象事業者の地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により第6条に規定する新事業所開始届を提出した 事業者(以下「新事業所開始事業者」という。)の地位を承継し た者は、新事業所の権利を取得した日から30日以内に、その事 実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならな い。

(新事業所開始事業者の責務)

- 第14条 新事業所開始事業者は、新事業所での事業開始日から少なくとも10年を経過する日までの間、新事業所で事業を継続するよう努めなければならない。
- 2 新事業所開始事業者は、新事業所において従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。
- 3 新事業所開始事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策 に協力するよう努めなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、新事業 所開始事業者に対し報告を求め、又は当該職員を新事業所に立ち 入らせ調査させることができる。

2 前項の規定により新事業所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。 付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。